

議案第103号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書を削り、同項の表中

「

1,296円	10立方メー	20立方メー	40立方メー	100立方メ	500立方メ
1,620円	トルを超え	トルを超え	トルを超え	ートルを超	ートルを超
2,700円	20立方メー	40立方メー	100立方メ	え500立方	える分
	トルまでの	トルまでの	ートルまで	メートルま	324円
	分 151円	分 194円	の分 237	での分	
	20銭	40銭	円60銭	280円80銭	
3,510円	20立方メー				
7,560円	トルまでの				

を

16, 200円	分 151円 20銭				
42, 120円					
93, 960円					
234, 900円					
446, 040円					
管理者が別に定める額					
使用水量 1 立方メートルにつき540円					

」

「

1,320円	10立方メー	20立方メー	40立方メー	100立方メ	500立方メ
1,650円	トルを超え	トルを超え	トルを超え	ートルを超	ートルを超
2,750円	20立方メー	40立方メー	100立方メ	え500立方	える分
	トルまでの	トルまでの	ートルまで	メートルま	330円
	分 154円	分 198円	の分 242	での分	
			円	286円	
3,575円	20立方メー				
7,700円	トルまでの				
16,500円	分 154円				
42,900円					
95,700円					
239,250円					
454,300円					
管理者が別に定める額					

使用水量 1 立方メートルにつき 550 円

」

に改め、同条第 2 項中「162 円」を「165 円」に改め、同条第 3 項ただし書を削り、同項の表中

「

金額	使用水量 1 立方メートルにつき 59 円 40 銭
702 円	
1, 026 円	
2, 106 円	

を

」

「

金額	使用水量 1 立方メートルにつき 60 円 50 銭
715 円	
1, 045 円	
2, 145 円	

」

に改める。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により 2 月分の料金を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

第 27 条第 1 項第 1 号の表中

「

32, 400 円
86, 400 円
151, 200 円

「

33, 000 円
88, 000 円
154, 000 円

を

318, 600円
464, 400円
842, 400円

」

324, 500円
473, 000円
858, 000円

」

「

1, 620, 000円
2, 700, 000円
6, 048, 000円
8, 640, 000円

を

「

1, 650, 000円
2, 750, 000円
6, 160, 000円
8, 800, 000円

に改める。

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

(水道料金に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の第19条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(加入金に関する経過措置)

- 4 この条例による改正後の第27条第1項の規定は、施行日以後の工事申込みに係る加入金について適用し、施行日の前日までの工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後							改正前						
第1条—第18条（略） （料金の額） 第19条 料金は、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。							第1条—第18条（略） （料金の額） 第19条 料金は、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。 <u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u>						
基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）				
メーターの 口径(ミリメ ートル)	金額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	メーターの 口径(ミリメ ートル)	金額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	<u>1,320円</u>	10立方メー	20立方メー	40立方メー	100立方メ	500立方メ	13	<u>1,296円</u>	10立方メー	20立方メー	40立方メー	100立方メ	500立方メ
20	<u>1,650円</u>	トルを超え	トルを超え	トルを超え	トルを超	トルを超	20	<u>1,620円</u>	トルを超え	トルを超え	トルを超え	トルを超	トルを超
25	<u>2,750円</u>	20立方メー	40立方メー	100立方メ	え500立方	える分	25	<u>2,700円</u>	20立方メー	40立方メー	100立方メ	え500立方	える分
		トルまでの	トルまでの	トルまで	メートルま	330円			トルまでの	トルまでの	トルまで	メートルま	324円
		分 <u>154円</u>	分 <u>198円</u>	の分 <u>242</u>	での分				分 <u>151円</u>	分 <u>194円</u>	の分 <u>237</u>	での分	
				円	<u>286円</u>				<u>20銭</u>	<u>40銭</u>	<u>円60銭</u>	<u>280円80銭</u>	
30	<u>3,575円</u>	20立方メー					30	<u>3,510円</u>	20立方メー				
40	<u>7,700円</u>	トルまでの					40	<u>7,560円</u>	トルまでの				
50	<u>16,500円</u>	分 <u>154円</u>					50	<u>16,200円</u>	分 <u>151円</u>				
75	<u>42,900円</u>						75	<u>42,120円</u>	<u>20銭</u>				
100	<u>95,700円</u>						100	<u>93,960円</u>					
150	<u>239,250円</u>						150	<u>234,900円</u>					
200	<u>454,300円</u>						200	<u>446,040円</u>					
200を超える	管理者が別						200を超える	管理者が別					

もの	に定める額				
臨時用	使用水量 1 立方メートルにつき550円				
備考	「臨時用」とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。				

- 2 共同住宅において 1 個のメーターを 2 戸以上で家事用にのみ使用する場合は従量料金の額は、前項の規定にかかわらず、使用水量 1 立方メートルにつき165円とする。
- 3 共同住宅において当該共同住宅の居住者が共用する水栓の料金は、使用水量が 1 月で10立方メートルまでの場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、使用期間 1 月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。

基本料金		従量料金
メーターの口径	金額	使用水量 1 立方メートルにつき <u>60円50銭</u>
13ミリメートル	<u>715円</u>	
20ミリメートル	<u>1,045円</u>	
25ミリメートル	<u>2,145円</u>	

- 第 2 0 条—第 2 2 条 (略)
- (料金の算定)
- 第 2 3 条 (略)
- 2 前項の規定により 2 月分の料金を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 第 2 4 条—第 2 6 条の 2 (略)
- (加入金)
- 第 2 7 条 給水装置又は第13条第 2 項の規定によりメーターを設置する受水槽以下の装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合又はメーターを増設する場合

もの	に定める額					
臨時用	使用水量 1 立方メートルにつき <u>540円</u>					
備考 「臨時用」とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。						

- 2 共同住宅において 1 個のメーターを 2 戸以上で家事用にのみ使用する場合は従量料金の額は、前項の規定にかかわらず、使用水量 1 立方メートルにつき162円とする。
- 3 共同住宅において当該共同住宅の居住者が共用する水栓の料金は、使用水量が 1 月で10立方メートルまでの場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、使用期間 1 月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

基本料金		従量料金
メーターの口径	金額	使用水量 1 立方メートルにつき <u>59円40銭</u>
13ミリメートル	<u>702円</u>	
20ミリメートル	<u>1,026円</u>	
25ミリメートル	<u>2,106円</u>	

- 第 2 0 条—第 2 2 条 (略)
- (料金の算定)
- 第 2 3 条 (略)
- 第 2 4 条—第 2 6 条の 2 (略)
- (加入金)
- 第 2 7 条 給水装置又は第13条第 2 項の規定によりメーターを設置する受水槽以下の装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合又はメーターを増設する場合

に限る。)の申込者は、メーター(料金の算定に係るメーターに限る。)ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を工事申込みの際に納入しなければならない。

(1) 新設 メーターの口径に応じ次の表に定める額

メーターの口径	加入金	メーターの口径	加入金
13ミリメートル	33,000円	75ミリメートル	1,650,000円
20ミリメートル	88,000円	100ミリメートル	2,750,000円
25ミリメートル	154,000円	150ミリメートル	6,160,000円
30ミリメートル	324,500円	200ミリメートル	8,800,000円
40ミリメートル	473,000円	200ミリメートルを超	管理者が別に定める額
50ミリメートル	858,000円	えるもの	

(2) (略)

2・3 (略)

第28条 (以下略)

に限る。)の申込者は、メーター(料金の算定に係るメーターに限る。)ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を工事申込みの際に納入しなければならない。

(1) 新設 メーターの口径に応じ次の表に定める額

メーターの口径	加入金	メーターの口径	加入金
13ミリメートル	32,400円	75ミリメートル	1,620,000円
20ミリメートル	86,400円	100ミリメートル	2,700,000円
25ミリメートル	151,200円	150ミリメートル	6,048,000円
30ミリメートル	318,600円	200ミリメートル	8,640,000円
40ミリメートル	464,400円	200ミリメートルを超	管理者が別に定める額
50ミリメートル	842,400円	えるもの	

(2) (略)

2・3 (略)

第28条 (以下略)